

公的研究費等の不適切な経理処理にかかる刑事告訴について

平成 25 年 12 月 27 日
北 海 道 大 学

このたびの本学における公的研究費等の不適切な経理処理にかかる調査の過程で、元本学遺伝子病制御研究所教授 西村孝司氏（平成 25 年 7 月 4 日付けで退職）が公的研究費等を私的な目的で流用していた事実が判明したために、本年 6 月 14 日付けで同氏及び関販テクノ株式会社代表取締役ほか 2 名を、北海道警察札幌方面北警察署へ刑事告訴しました。

本学の不正使用調査委員会は、同社から事情を聴取し併せて資料の提出を求めたところ、同社は、納品の事実がないのに研究用の試薬や消耗品等を納品したと事実を偽って本学に内容虚偽の請求を行い、その請求により本学から支払われた代金に相当する金員を「預け金」として保管した上で、同氏の指示により、「預け金」を取崩して、同氏の私的な目的に使用する物品の代金に充当したり、直接同氏に現金を交付していたことを、認めました。さらに同社は、その際に「預け金」から一定の割合の金員を控除して自社の利益にしていたことも、認めております。

本学において、私的流用の疑いがあるもの（自己所有車のタイヤ購入や車検費用等）を調査したところ、被害総額は、1600万円を下らないと推定されました。

そこで、関係機関と慎重に協議を重ねた結果、これらの行為は刑法 246 条（詐欺罪）に該当すると判断し、同氏らを刑事告訴したものです。